

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十條第二項、第十八條の二第三項、第十九條の二十六第一項及び第四十三條の四の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項中「及び法第十條第二項第四号」を「並びに法第十條第二項第三号及び第五号」に、「第十一条の二第一号」を「第十一条の三第一号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二 法第十條第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃

棄物とする。

- 一 熱しやく減量十五パーセント以下の状態にしたもの及び無機性のもの（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。）
 - 二 植物性のもの（木くずにあつては、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、又は切断したものに限る。）及び動物性のもの
 - 三 汚水（その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。）
- 2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。
 - 3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合において、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。
 - 4 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出

方法に関する基準が同表第一号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積^{たい}するよう必要な措置を講ずること。

二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

第五条第一項中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改め、同項第一号中「（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項及び第三項中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。

第六条を次のように改める。

（海域において排出することのできる水底土砂の基準）

第六条 法第十条第二項第五号口の政令で定める基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 特定水底土砂
 - 二 指定水底土砂
 - 三 前条第二項第四号に規定する水底土砂
 - 四 前条第二項第五号に規定する水底土砂
- 第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「第十条第二項第五号」を「第十条第二項第七号」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条の見出し中「又は廃棄物」を削り、同条中「又は法第十条第二項第四号に定める廃棄物（第九条に規定する廃棄物を除く。）」を削り、「次のとおり」を「油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一

立方センチメートル未満であるようにして排出すること」に改め、同条各号を削る。

第十一条の七を第十一条の八とし、第十一条の二から第十一条の六までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等に関する読替え)

第十一条の二 法第十八条の二第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条の六第二項	前項	第十八条の二第一項
第十条の六第四項から第七項まで	第一項	第十八条の二第一項
第十条の七	前条第一項	第十八条の二第一項
	第十条の十一	第十八条の二第三項において準用する第十条の十一
第十条の八	第十条の六第一項	第十八条の二第一項

<p>第十条の九第一項</p>	<p>第十条の六第一項 同条第二項第四号</p>	<p>第十八条の二第一項 同条第三項において準用する第十条の六第二項第四号</p>
<p>第十条の九第二項</p>	<p>次条第一項</p>	<p>第十八条の二第三項において準用する次条第一項</p>
<p>第十条の十第一項</p>	<p>第十条の六第一項</p>	<p>第十八条の二第一項</p>
<p>第十条の十第三項</p>	<p>第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八</p>	<p>同条第三項において準用する第十条の六第二項第二号から第四号まで 第十八条の二第三項において準用する第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八</p>
<p>第十条の十第四項</p>	<p>第十条の六第一項</p>	<p>第十八条の二第一項</p>

		第十條の十一			
		第十條の十二第二項			
同条第二項第一号	第十條の六第一項	同条第二項第二号	第十條の七第一号又は第三号	前条第一項	第十條の六第一号
同条第三項において準用する第十條の六第二項第一号	第十八條の二第一項	同条第三項において準用する第十條の六第二項第二号	同条第三項において準用する第十條の七第一号又は第三号	第十八條の二第二項	同条第三項において準用する第十條の六第二項第一号
同条第三項において準用する第十條の六第一項	同条第一項	同条第三項において準用する第十條の六第一項	同条第一項	同条第一項	同条第三項において準用する第十條の六第一項

	<p>施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準</p>	<p>二項第三号の実施計画（この計画について第十八条の二第三項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）</p>
<p>第十条の十二第三項</p>	<p>船舶内</p>	<p>海洋施設内</p>
<p>第十条の十二第四項</p>	<p>前三項</p>	<p>第十八条の二第二項及び前二項</p>

第十二条を次のように改める。

（船舶において焼却することが禁止される油等）

第十二条 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第五号に掲げるものにあつては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

一 ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として

輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したもの

二 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの

三 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）

四 ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したもの

五 ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第十五条中「第十九条の二十六第十項第一号」を「第十九条の二十六第五項第一号」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

（海洋施設廃棄の許可等に関する読替え）

第十六条 法第四十三條の四の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第十条の六第三項	前項	第四十三條の二第二項	
第十条の六第四項	廃棄物	海洋施設	
	第一項	第四十三條の二第一項	
第十条の六第五項	第二項	同条第二項	
	第一項	第四十三條の二第一項	
第十条の六第六項及び第七項	廃棄物の排出	海洋施設の廃棄	
	第一項	第四十三條の二第一項	
第十条の七	前条第一項	第四十三條の二第一項	
	第十条の十一	第四十三條の四において準用する第十条の十一	
第十条の八第二項	第十条の六第一項	第四十三條の二第一項	

第三号	第十条の七第一号又は 第四十三条の四において準用する第十条の 七第一号又は第三号	項

第十七条 削除

第十七条の二第一項中「第十一条の六第二項第二号及び第十一条の七第二項」を「第十一条の七第二項第二号及び第十一条の八第二項」に、「第十二条第一号八」を「第十二条第三号」に改める。

別表第三中「第七条」を「第四条の二」に改め、同表第一号を次のように改める。

一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物	A 海域	イ 比重一・二以上の状態にして排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこと。
----------------------	------	---

別表第三第二号から第四号までを削り、同表第五号中「第六条第二号」を「第四条の二第一項第二号」に、「C 海域」を「A 海域」に、「第三号下欄口に掲げる要件に適合する排出方法により」を「当該船舶の航行中に」に改め、同号を同表第二号とし、同表第六号中「第六条第二号」を「第四条の二第一項第二号」に

、 「D 海域」を「B 海域」に改め、同号を同表第三号とし、同表第七号中「第六条第二号」を「第四条の二第一項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「E 海域」を「C 海域」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第四条の二第一項第三号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げる貨物艙の洗浄水を除く。）	D 海域	排出方法は、限定しない。
---	------	--------------

別表第三第八号並びに同表備考第一号及び第二号を削り、同表備考第三号中「C 海域」を「A 海域」に、「第四号及び第五号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同表備考第一号とし、同表備考第四号中「D 海域」を「B 海域」に改め、同号二中「第六号」を「第四号」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考第五号中「E 海域」を「C 海域」に改め、同号を同表備考第三号とし、同表備考第六号中「F 海域」を「D 海域」に改め、同号を同表備考第四号とする。

別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

第二条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第二項第四号」を「第十条第二項第三号」に改め、「海洋において処分することがやむを得ない」を削り、「第六条の」を「第四条の二第一項の」に、「次に掲げる廃棄物」を「輸送活動、漁ろう活動その他船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物(船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「前項」に、「第十条第二項第四号」を「第十条第二項第三号」に、「第七条第一項」を「第四条の二第二項」に改め、同条第三項を

削る。

(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号、第四百四十九条第四号及び第四百五十条第二号中「要焼却確認廃棄物焼却設備、」を削る。

理由

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、海域において排出することのできる水底土砂の基準を定める等の必要があるからである。